

平成27年第3回若狭町議会定例会会議録（第3号）

平成27年6月24日若狭町議会第3回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（15名）

1番	渡辺英朗君	2番	島津秀樹君
3番	辻岡正和君	4番	坂本豊君
5番	今井富雄君	6番	原田進男君
7番	北原武道君	8番	福谷洋君
9番	武田敏孝君	11番	清水利一君
12番	藤本勲君	13番	大塚季由君
14番	小堀信昭君	15番	小林和弘君
16番	松本孝雄君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 藤本 齊 書記 北清水 佳代

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森下 裕	副町長	中村 良隆
教育長	玉井 喜廣	会計管理者	蓮本 直樹
総務課長	中村 俊幸	政策推進課長	森川 克己
税務住民課長	橋本 清考	環境安全課長	深水 滋
教育委員会 事務局 上中病院 事務長心得	木下 忠幸	福祉課長	小堀 勝弘
建設課長	西川 英之	健康課長	高橋 久直
産業課長	谷口 壽	水道課長	北野 美喜雄
観光交流課長	森下 精彦	パレオ文化 課長心得	飛永 恭子
	泉原 功	歴史文化課長	永江 寿夫

6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 議案第43号 若狭町行政手続条例の一部改正について
日程第 3 議案第44号 嶺南広域行政組合規約の変更について

- 日程第 4 議案第 45号 平成27年度若狭町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 請願第 5号 「安全保障関連法案」の徹底審議の意見書提出を求める
請願
- 日程第 6 議案第 46号 工事請負契約の締結について（平成27年度 地域資源
活用人材育成事業 環境保全型産業学習施設新築工事）
- 日程第 7 委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第 8 議員の派遣について

(午前10時18分 開会)

○議長（清水利一君）

ただいまの出席議員数は15名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

去る6月12日の本会議における一般質問「生活困窮者自立支援法について」森下町長からの答弁のうち、「自力で生活できる人」を「自力で生活できない人」に発言を訂正したい旨の申し出が本職宛てにありました。この申し出については、同日付で許可いたしましたので、報告いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い、議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（清水利一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、6番、原田進男君、7番、北原武道君を指名します。

～日程第2 議案第43号、日程第3 議案第44号及び日程第5 請願第5号～

○議長（清水利一君）

日程第2、議案第43号「若狭町行政手続条例の一部改正について」、日程第3、議案第44号「嶺南広域行政組合規約の変更について」及び日程第5、請願第5号「『安全保障関連法案』の徹底審議の意見書提出を求める請願」の3件を一括議題とします。

この3件については、去る6月8日に総務産業建設常任委員会に審査を付託したものであります。

その審査報告書が提出されました。

総務産業建設常任委員会委員長から審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会委員長、島津秀樹君。

○総務産業建設常任委員会委員長（島津秀樹君）

それでは、総務産業建設常任委員長報告を行います。

総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る6月8日、平成27年第3回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託

されました案件は、議案 2 件及び請願 2 件であります。

6 月 15 日午前 9 時より、付託議案審査のため、委員全員出席のもと、議案説明者として、森下町長、中村副町長、蓮本会計管理者、中村総務課長、ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

議案第 43 号「若狭町行政手続条例の一部改正について」は、行政手続法の改正に伴い、若狭町においても町民の権利、利益の保護を充実させるために、若狭町行政手続条例を一部改正するために、議会の議決を必要とするものです。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、行政手続条例の改正の内容がポイントだと思うが、今までできなかったことができるようになったという具体例は。

答、1 つ目は、許可しない等の行政指導での根拠を示せという条文がなかった。2 つ目は、行政指導に対しておかしいと思ったら再調査してくださいという条文がなかった。3 つ目は、第三者が行政指導してはどうかということを求めることができるようになったということ。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 44 号「嶺南広域行政組合規約の変更について」は、管理者が敦賀市長から小浜市長に交代したことに伴い、組織替えが必要だが、新年度の業務が始まっており、年度内の実施は混乱が懸念されるため、平成 27 年度末まで暫定的に現行の事務体制を維持するために、経過措置に関する附則を加えることに関し、議会の議決を求めるものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、トップだけが交代して事務局がそのままだと、事務局の運営に問題が出てこないか。

答、事務局は小浜へ相談に行かなければならない。しかし組合議会は敦賀市で行われる。平成 28 年 3 月 31 日まで事務局長は敦賀市の山本局長が務める。平成 28 年 4 月 1 日からは小浜市職員の部長級が事務局長として入る。それと事務所は小浜市役所内とするかを検討する。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定をいたしました。

次に、請願第 4 号「高浜原発 3・4 号機の安全対策と避難計画に関する町民説明会を求める請願」につきましては、委員全員により、次回の会期まで継続審査すべきものと

決しました。

次に、請願第5号『安全保障関連法案』の徹底審議の意見書提出を求める請願」について、紹介議員である北原議員より請願内容及び理由の説明を聞き、質疑を求めました。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、安全保障関連法案は今現在国会で審議中。もう少し様子を見たらと思うが。

答、8月までに法案を通すという姿勢がだめだと思う。

問、この請願団体は本当にあるのか。

答、この法案ができてから23団体が緊急につくった会。

質疑が終わり、次に討論では、

反対討論

○議員のレベルは違うが、国民、住民の付託を受けた代表である。時間をかけて審議するということは当たり前のことで、時間をかけて審議することを求めるという意見書を提出することは納得できない。野党は気に入らないことがあれば審議に入らない。そういうことをしているのに、この意見書を出しても意味がない。国会で会期延長を審議されており、意見書を提出するまでもなく、慎重審議されるようにしているのではないか。

賛成討論

○世論が沸騰している。簡単に法案を通そうと強行スケジュールを出す。それには応じられないと出席しなかつたりすると思う。理屈がないわけではない。

以上の討論があり、採決の結果、本案は、委員多数により不採択にすべきものと決定いたしました。

以上をもって、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（清水利一君）

委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第43号「若狭町行政手続条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決をします。

議案第43号「若狭町行政手続条例の一部改正について」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号「嶺南広域行政組合規約の変更について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

議案第44号「嶺南広域行政組合規約の変更について」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、請願第5号「『安全保障関連法案』の徹底審議の意見書提出を求める請願」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

この請願に対する委員長報告は、不採択であります。したがって、原案について採決します。

請願第5号『安全保障関連法案』の徹底審議の意見書提出を求める請願」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（清水利一君）

起立少数です。したがって、請願第5号『安全保障関連法案』の徹底審議の意見書提出を求める請願」は、不採択とすることに決定しました。

～日程第4 議案第45号～

○議長（清水利一君）

次に、日程第4、議案第45号「平成27年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

この件については、去る6月8日に予算決算常任委員会に審査を付託したものであります。その審査報告書が提出されました。

予算決算常任委員会委員長から審査報告を求めます。予算決算常任委員会委員長、原田進男君。

○予算決算常任委員会委員長（原田進男君）

予算決算常任委員長報告を申し上げます。

去る6月8日、平成27年第3回議会定例会において、予算決算常任委員会に付託されました議案第45号「平成27年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」につきまして、6月17日、全委員出席のもと、議案審査のため、議案説明者として、森下町長、中村副町長、玉井教育長、蓮本会計管理者、中村総務課長のほか関係課長等の出席を求め、委員会を開催いたしましたので、審査の報告をいたします。

ここでは、全議案の金額は万円単位で報告いたします。

まず、議案第45号「平成27年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出にそれぞれ1億1,937万円を増額し、予算総額を100億7,494万円とするものであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

総務費では、地域活性化事業220万円、行政事務系システム管理事業2,500万円、住民基本台帳ネットワークシステム事業554万円。

民生費では、臨時福祉給付事業2,228万円、子育て世帯臨時特別給付事業810万円。

衛生費では、再生可能エネルギー導入推進事業3,250万円。

農林水産事業費では、6次化推進事業99万円。

商工費では、観光・宿泊施設管理事業 1, 4 0 0 万円。

教育費では、環境エネルギー教育支援事業 1 0 7 万円、縄文博物館運営事業では 1 8 1 万円。

歳入では、国庫支出金 5, 0 7 9 万円、県支出金 5, 3 3 8 万円、諸収入 2 2 0 万円、調査費 1, 3 0 0 万円などであります。

それでは、次に、議案審議過程における主な質疑や意見を申し上げます。

まず、総務費関連、行政事務系システム管理事業と税務住民関連、住民基本台帳ネットワークシステム事業では、

問、若狭町がどこかに委任するのか。国から若狭町に委任されるのか。

答、国からその交付金を受け、若狭町が地方公共団体システム機構へ交付金等の形で委任する。

問、平成 2 7 年 1 0 月から通知カードが各個人に配られてくる。この管理、保管、注意すべきこと、取り扱いをどうすればよいのか。

答、個人の大きな情報と関連のある個人番号が記載されたカードなので、各自しっかりと管理をお願いします。配付ときには十分に広報等でカードの重要性を周知させていただくことを考えている。

問、情報システムに多額を支払われると思うが、国の指定した業者だけか。地方公共団体情報システム機構に丸投げするのか。

答、税務住民課の分は機構に委託するが、情報関係システムは若狭町が日本電子計算を導入しているため、日本電産や他の業者から見積もりを徴取し、査定して支払うことになる。

次に、政策推進関連、宝くじ助成事業では、

問、宝くじ助成が年々金額が減っているように思われる。これからも減ってくるのか。

答、宝くじの売り上げに応じて全国の自治体に広報、PRの一環として要望に応じた配分がされる。最近は厳しい状況があると聞いている。

次に、福祉関連の臨時福祉給付事業では、

問、臨時福祉給付金の周知が不足しており、減額補正されたと思うが、今回、周知についてはどのような方法ですか。

答、対象者を過大に計上していた。その過大分を減額補正させていただいた。周知については、それぞれの対象者に対し通知を個別に出させていただく形で対応する。

次に、観光交流課関連、屋内ゲートボール場屋根改修事業については、

問、この施設は指定管理者に任せているのか。使用料はどのくらい入っているのか。

答、指定管理で水月花を運営されている方です。年間約120万円。

問、この修繕は協定書に基づいてしているところであるが、お互いに協議の中で何%を持ち合うという感じのことを屋内ゲートボール場に当てはめているのではないか。

答、言われるとおりで、附帯の修繕、もとになる部分については、行政で持つということが書かれている。そちらに基づいている。

問、緑化をして断熱効果があるのはわかるが、400万円を使うのだから、もう少し役に立つところにできないか。

答、事務所を一番最優先にさせていただいた。それと金額はもう少し大屋根の部分もできるように聞いているので、十分に協議させていただく。

問、効果の一番目に屋上、壁面の劣化防止とあるが、なぜ劣化防止になるのか。

答、一番は、紫外線が屋根に悪影響を与えるということを聞いている。紫外線が遮られるため、劣化の防止になると聞いている。

次に、教育委員会関連、環境エネルギー教育支援事業では、

問、説明で電源交付金との言葉が出てきたが、国、文科省から出るが、それは何のことか。

答、電源交付金の中のメニューの一つとして、原子力エネルギーに関する教育支援事業交付金があり、そちらを活用している。

問、文科省所管で電源交付金というのは隣接だからということではなく、全自治体に全てあるのか。

答、福井県に交付されて、それから各自治体に配付される。

次に、パレア文化課関連、太陽光発電・蓄電池設備事業では、

問、避難所としておくには発電式のほうが効果があるのでは。発電で対応したほうがよほど効果があると思う。

答、再生可能エネルギーなので、太陽発電と蓄電池がセットになっている。蓄電池だけというわけにはいかない。

問、昼夜を問わず12時間、半日しか使えないということか。

答、昼間に関しては太陽が出るので太陽光パネルからで、夜は蓄電池からになる。おおよそ12時間と聞いている。

問、太陽光は日本海側では不利な施設。パネル蓄電池は日進月歩で進化している。投資効果を得られるだけの審査を。

答、十分協議していく。

次に、歴史文化課関連では、

問、県の施設等は高速道路が開通し、来館者が増加しているが、町の施設はどうか。

答、歴史文化館については、年間約2,500人、平成25年度より増加している。縄文博物館も25年度と26年度を比較すると約27%の増である。ほかに熊川宿もあるので、さらに密接な関係性を持って増やしていきたいと考えている。

以上、質疑を終わり、一般会計予算について、討論では、梅丈ランド屋内ゲートボール場の緑化工事の400万円と防水塗装工事1,000万円。この400万円の緑化工事の部分について、グリーンプラント若狭のコケを使い、効果が劣化防止、断熱効果等が書かれているが、ここは半分が事務所、半分が出入り口となっている。このようなところに設置しても出入りするだけであり、効果が期待できない。それと自然環境への調和といっても、一般の人にはどこからも見えないと思う、他の場所へ使うことを検討を求める。

討論、この事業そのものには反対しないが、ただ辺地対策事業債を使っているので、場所は限られていると思うが、できるだけ効果のある場所に検討してください。

討論を終わり、採決の結果、議案第45号「平成27年度若狭町一般会計補正予算(第2号)」は賛成多数で、本案は可決すべきものと決しました。

以上、予算決算常任委員会の補正予算審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(清水利一君)

本案については、小堀信昭君ほか1人から、お手元に配りました修正の動議が提出されています。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

14番、小堀信昭君。

○14番(小堀信昭君)

ただいま、議長より議案第45号、平成27年度若狭町一般会計補正予算修正案の説明を許可されましたので、させていただきます。

歳出の7款商工費、目の5、観光宿泊施設管理費、観光宿泊施設管理事業の工事請負費1,400万円のうち、緑化工事400万円を削減し1,000万円とするものであります。

もとより環境教育、環境対策に力を入れる若狭町ですから、断熱効果のある緑化工事には反対するものではなく、同じ工事をするのであるならば、もっと生きた予算の使い方があるという観点から修正を申し上げるところであります。

その理由は、予算決算常任委員会での担当課の説明では、施工費1,400万円のうち、梅丈ランド屋内ゲートボール場の屋根の防水塗装工事修理1,000万円、コケによる屋上緑化工事100平米400万円とのことですが、緑化工事で施工される入り口

屋根部分は2分の1が外部屋根で部屋もない玄関であり、残りの2分の1が管理室屋根部分であります。管理人及び競技者も四六時中使用しない部屋であり、緑化される部分も外部からは見えません。予算獲得の手法とはいえ、このように費用対効果が見られない場所での緑化は住民、また小中学生の環境教育にもプラスにはなりません。屋上緑化工事を減額補正し、より費用対効果のある場所に設置すべきと申し上げ、私の修正案の説明といたします。

○議長（清水利一君）

委員長報告並びに修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第45号「平成27年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

次に、原案及び修正案に反対者の発言はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

次に、修正案に賛成者の発言はありますか。

15番、小林和弘君。

○15番（小林和弘君）

私は、ただいま上程の修正予算に対する賛成討論を行います。

町長は事業推進に対する考え方として、常日ごろ、不要不急なものはやめ、選択と集中を徹底し、投資効率の上昇を目指すと述べられています。しかし、今回のコケによる屋上緑化は町長の発言とは全く反するものであります。

緑化のメリットとして、①屋上壁面の劣化防止、②日差しの熱を遮る断熱効果、③自然環境への調和の3点を上げられましたが、これに対し反論をいたします。

屋上壁面の劣化防止については、紫外線対策としてはある程度の効果があるようですが、数値的な効果は表しにくく、感覚の問題であります。断熱効果については否定をいたしません。緑の全くない砂漠のような都会でこそ意味があるのであって、隣に大き

な湖があり、比較的涼しい海山にそのような施設をつくっても、町民からは無駄な投資と笑われるだけでありましょう。また、自然環境の調和、これも意味がわかりません。現在、自然の中にあるわけで、奇抜な屋根の塗装さえしなければ、十分、自然に調和していると思われまふ。コケは生き物であり、病虫害やその他、思わぬアクシデント等により維持管理に対する手間、出費が予想される点も、十分解決されていないことにも不安が残ります。

いつも話をいたしますが、1人当たりの借金が県下一高額で、介護保険料も県下の若狭町では、現有施設の維持管理に力点を注ぐべきで、新規事業については町長の主張される選択と集中を徹底し、何のためにそれを行うのか、そのためにはどの場所が最適なのか、それがどれだけ若狭町にとってメリットがあるのか等を精査し、思いつきで事業を進めることは厳に謹んでいただきたいと思ひます。

議員の皆さんにも熟考をお願いしたのですが、よく財政再建の必要性を訴えられます。ここまで債務が膨らんだのは行政だけでなく、我々の責任も大きく、上程議案に対する真剣な検討が足りなかつたと、私自身、反省しております。

最後に、辺地対策事業債を使用するに当たり、緑化事業を附帯することが必要でないかと思ひの方もおられるかもしれませんが、再度23日、県の市町振興課に直接電話し、緑化事業を附帯さすことと辺地債の認可は全く関係がないとの回答を得ましたので、安心して修正予算に賛成いただきたくお願ひし、討論を終わります。

○議長（清水利一君）

ほかに討論はありませんか。

1番、渡辺英朗君。

○1番（渡辺英朗君）

私は、ただいまの小林議員の修正予算に対する賛成討論に対する反対の討論を行います。

政府は、2030年までに温暖化ガス排出量を2013年比で20%前後削減する新たな目標を打ち出そうとしております。また、今後、さらにエネルギー問題の分野等の関連から環境問題、またCO₂の排出量等に関する関心の高まりも社会的に広まってくるというふうを考えております。先ほど、自然環境の調和や、また屋上への負担等の面につきまして反対の御意見もございましたが、この施設につきましては、年間の利用者は約1万人、そしてまたこのゲートボール場を利用された後の宿泊者としては、県内外から1,000人の方が訪れられているということでございます。また、隣接する宿泊施設水月花につきましては、台湾や国外の宿泊者の方も大勢利用されているということ

で、このコケのユニットを設置することによりまして、環境面へのPRというのはかなり効果が期待できるのではないかというふうに思っております。また、今後、次代を担う若い子供たちが遠足で利用したり、ツーデーマーチで多く参加される方も昼食の利用場所としてこのゲートボール場を利用されているということも聞いております。

また、平成30年には福井国体が開催され、ゲートボールは我が若狭町の公開競技というふうに位置づけられております。今回の梅丈ランド屋内ゲートボール場修繕計画によりまして、この施設がきれいにリニューアルされ、そして国体を初めとして関連するゲートボール利用者の方々、またこの施設を利用する子供たちや国外の方々に対する自然環境へ配慮したPRにつながるというふうに考えております。

また、今回この事業には辺地対策事業債が充当されるということでございますが、この辺地対策事業債につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法に関する法律によって根拠とされ、辺地の定義につきましても、この地域は公共交通の条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、ほかの地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、また離島その他のへんびな地域で住民の数その他について、政令で定める要件に該当している地域に対する事業債というふうになっております。辺地を有する市町村が辺地法第3条に規定する総合整備計画に基づいて行う同法第2条第2項、また同法令第2条に規定されている公共的施設の整備につき、当該市町村が必要とする経費に充当可能というふうになっております。

また、この充当率につきましては原則100%、そして後の年度に元利償還金の80%を交付税措置されるということになっております。この点につきましても、町は大変有利な起債を検討されているというふうに受け取っております。

先ほども申し上げましたが、平成30年には福井国体が開催されると。この修繕計画につきましても、観光交流課が担当されておりますが、この福井国体を契機とするためにも、関連する産業課、政策推進課、また教育委員会、さまざまな課が横断的に戦略を練っていただいて、そしてさらにこの修繕事業が町の発展のために、環境のPR、そして雇用の増進等につながるように期待をいたしまして、私の小林議員に対する修正予算の反対討論といたします。

○議長（清水利一君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認めます。

これから、議案第45号「平成27年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」の採決を行います。

まず、本案に対する小堀信昭君ほか1人から提出されました修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の諸君は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（清水利一君）

起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立によって採決します。

原案に賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水利一君）

起立多数です。したがって、議案第45号「平成27年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

～日程第6 議案第46号～

○議長（清水利一君）

次に、日程第6、議案第46号「工事請負契約の締結について（平成27年度 地域資源活用人材育成事業 環境保全型産業学習施設新築工事）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

ただいま上程をされました議案第46号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、若狭町井崎地係に、環境保全型産業学習施設を整備させていただくもので、去る6月22日に指名競争入札を実施しましたので、工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、上程されました議案につきまして説明申し上げましたが、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（清水利一君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、別室において、ただいま上程された議案について、理事者から詳細説明を受けるため、暫時休憩します。

(午前 11 時 1 分 休憩)

(午前 11 時 13 分 再開)

○議長 (清水利一君)

再開します。

休憩前に引き続き、上程中の議案第 46 号「工事請負契約の締結について (平成 27 年度 地域資源活用人材育成事業 環境保全型産業学習施設新築工事)」を議題とします。
提案理由の説明が終わっております。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 (清水利一君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第 46 号「工事請負契約の締結について (平成 27 年度 地域資源活用人材育成事業 環境保全型産業学習施設新築工事)」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (清水利一君)

討論なしと認め、採決します。

日程第 6、議案第 46 号「工事請負契約の締結について (平成 27 年度 地域資源活用人材育成事業 環境保全型産業学習施設新築工事)」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長 (清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第 46 号「工事請負契約の締結について (平成 27 年度 地域資源活用人材育成事業 環境保全型産業学習施設新築工事)」は、原案のとおり可決されました。

～日程第 7 委員会の閉会中の継続審査について～

○議長 (清水利一君)

日程第 7、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務産業建設常任委員長から、委員会において審査中の請願について、若狭町議会会議規則第 73 条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

～日程第8 議員の派遣について～

○議長(清水利一君)

次に、日程第8、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり、それぞれの議員を派遣するものといたします。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

異議なしと認めます。よって、若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり、派遣することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これをもって、平成27年第3回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

今定例会は、6月8日開会以来、本日まで17日間にわたり、平成27年度一般会計補正予算を初めとして重要議案について終始熱心に審議いただき、本日ここに、その全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。

理事者各位におかれましては、今定例会において成立いたしました諸議案の執行にあたりましては、住民福祉向上のため、適時・適切な執行に努力されることを希望するものであります。

終わりに、今会期中に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚く御礼申し上げまして閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

町長より、閉会の挨拶があります。森下町長。

○町長(森下 裕君)

閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本定例会は、今月8日の開会以来、本日まで17日間にわたり、平成26年度若狭町一般会計予算及び企業会計予算の繰越計算書の報告、「エコファームみかた」の平成26年度決算に伴う経営状況の報告、専決処分の承認、条例の一部改正、規約の変更、平成27年度一般会計補正予算、工事請負契約の締結などの案件について提出をさせていただきました。

議員の皆さんには、本会議並びに各常任委員会において、御熱心に御審議をいただき、それぞれに御決議を賜り、心から厚くお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

本定例会におきまして、議員の皆さんから多くの御意見、御指導を賜りました。今後の町政運営に十分留意をして、それぞれ執行いたしたいと思っておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、今年は例年より少し梅雨が遅目に入ったようでございます。梅雨は字のごとく、梅だけでなく、いろんな植物に対しまして恵みを与えてくれるわけでありまして。しかしながら、梅雨期でございます。大変な豪雨も予想されますので、それぞれ気象情報には私どもも十分注意しながら当たってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。できれば平穏な形でこの梅雨が乗り切れればありがたいなという思いでいっぱいでございます。

なお、現在、若狭町では、実効性のある地方創生を目指しまして、若狭町版の総合戦略の策定に取り組みをいたしております。私どもは若狭町ならではの個性と魅力を活かしたまちづくりを推進するべく、職員一丸になり、また地域の皆さんにも集落計画をお願いいたしております。お互い知恵を出しながら、10月の策定作業に向けて努力をいたしたいと思っておりますので、議員各位の皆さんにもさらなる御指導、御鞭撻を賜りますように、あわせてよろしくお願いを申し上げます。

梅雨が明けますと、本格的な夏を迎えるわけでございます。そんな中、昨年開通いたしました若狭さとうみハイウェイ、また本年3月にオープンいたしました道の駅「三方五湖」、そして4月に認定を受けました日本遺産、これらを十分効果的に活用しながら交流人口の増加を目指してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。と同時に、お客様にはおもてなしの気持ちで当たらせていただきたいということも考えております。

最後になりましたが、議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただき、町政発展のため、ますますの御活躍をお願い申し上げます。閉会にあたりましての御挨拶といたします。本当にありがとうございました。

(午前11時23分 散会)

上記会議の経過は、事務局長が記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員